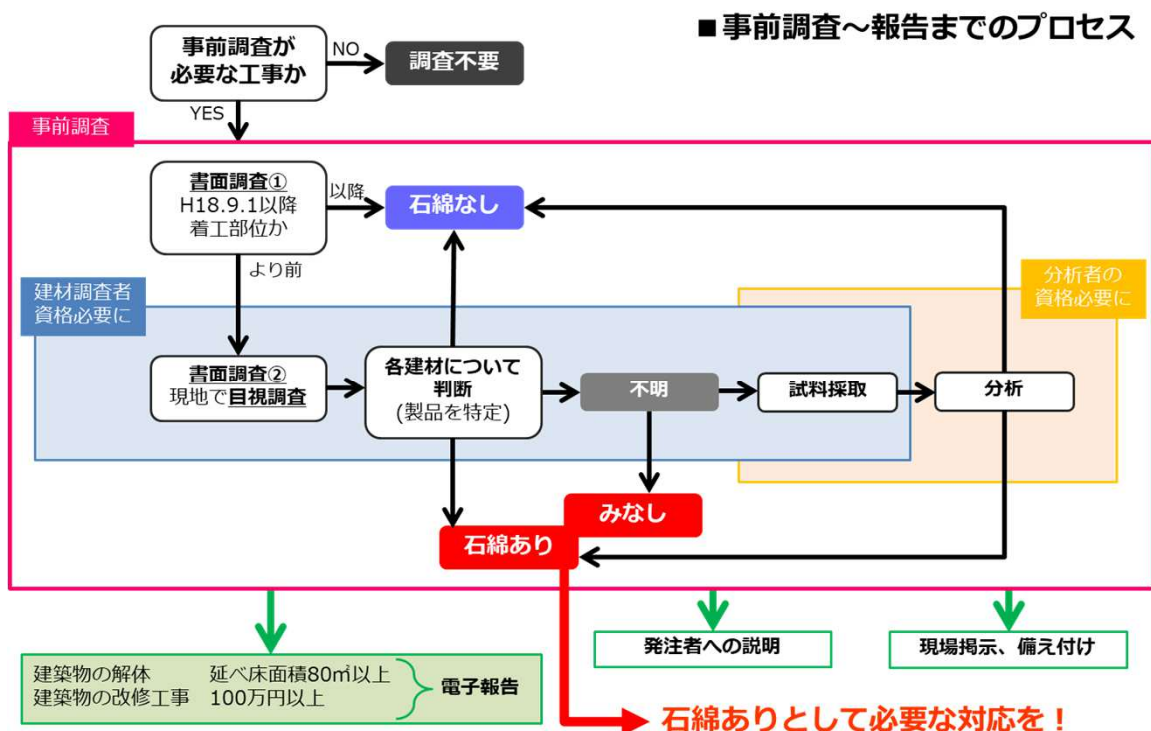


# 受注金額100万円未満の工事では、石綿対応は不要？

Q 受注金額100万円未満の工事では、石綿対応は不要？

A 事前調査や石綿飛散防止・ばく露防止対策に、規模の要件はありません。



◇ 規模の要件があるのは事前調査結果の行政への報告のみ。

事前調査することや、石綿飛散防止・ばく露防止対策をすることに、規模の要件はありません。

規模の要件があるのは事前調査結果の行政への報告です。この報告は規模の要件に該当すれば、石綿の有無にかかわらず、報告する必要があります。

事前調査結果は工事の規模、石綿の有無に関係なく、発注者へ説明し、現場掲示、備え付けなければなりません。

書面調査・目視調査において、石綿等が使用されていないと判断する方法は、製品を特定してメーカーの証明や成分情報等と照合するか、製品を特定して製造年月日が平成18年9月1日以降であることを確認する方法の2つのみです。不明な場合は石綿ありとみなすか、分析調査を実施します。事前調査の結果、石綿あり、石綿ありとみなす場合は、工事の規模に関係なく、石綿飛散防止・ばく露防止対策等の対応が必要です。

**Point!**

**工事の規模や石綿の有無に関係なく、必要な対応があります。**